第１９回秋田県障害者スポーツ大会

資料　１

実　施　要　綱

１　目　的

　　秋田県内の身体障害者、知的障害者、精神障害者が一堂に会し、各競技を通じて体力の維持増強と相互の交流を図るとともに、障害者に対する県民の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

２　名　称

　　第１９回秋田県障害者スポーツ大会

３　主　催

　　秋田県・一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会

４　共　催(予定)

　　社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会・公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会・秋田県精神保健福祉会連合会

５　後　援（予定）

　　公益財団法人秋田県スポーツ協会・秋田県教育委員会・秋田市・秋田県市長会・秋田県町村会・一般社団法人秋田県医師会・社会福祉法人秋田県社会福祉協議会・日本赤十字社秋田県支部・社会福祉法人秋田県共同募金会・一般財団法人秋田陸上競技協会・一般社団法人秋田県水泳連盟・秋田県卓球協会・秋田県バレーボール協会・秋田県アーチェリー協会・秋田県ボウリング連盟・秋田県障害者フライングディスク協会・秋田県ボッチャ協会・秋田県特別支援学校体育連盟・秋田県ボランティア団体連絡協議会・秋田県精神保健福祉ボランティア連絡協議会・秋田県精神保健福祉士協会・一般社団法人日本精神科看護協会秋田県支部・秋田県身体障害者施設協議会・一般社団法人秋田県視覚障害者福祉協会・一般社団法人秋田県聴力障害者協会・秋田県車いす連合会・秋田県喉頭摘出者福祉団体秋笛会・秋田県知的障害者福祉協会・秋田県精神保健福祉協会・秋田県精神障害者スポーツ推進協議会・秋田県障がい者スポーツ指導者協議会・公益社団法人秋田県理学療法士会・秋田県手話サークル連絡協議会・特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会秋田県支部・秋田県スポーツ推進委員協議会・秋田県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会・日本労働組合総連合会秋田県連合会・秋田魁新報社・朝日新聞秋田総局・毎日新聞秋田支局・読売新聞秋田支局・産経新聞社秋田支局・時事通信社秋田支局・共同通信社秋田支局・ＮＨＫ秋田放送局・ＡＢＳ秋田放送・ＡＫＴ秋田テレビ・ＡＡＢ秋田朝日放送・エフエム秋田・ＣＮＡ秋田ケーブルテレビ・日本生命保険相互会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（順不同）

６　協　賛（予定）

　　秋田中央ロータリークラブ・秋田北ロータリークラブ・秋田南ロータリークラブ・秋田西ロータリークラブ・丸島商事株式会社・有限会社池田看板・株式会社千秋義肢製作所・株式会社佐々木義肢製作所・秋田共立株式会社・秋田米飯給食事業協同組合・佐々木企画

(順不同)

７　大会期日及び実施競技・会場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期日 | 実施競技 | 会場 |
| ８月２１日（土） | 一般卓球 | 秋田テルサ　体育館（秋田市御所野地蔵田３丁目１－１） |
| サウンドテーブルテニス | 秋田県心身障害者総合福祉センター　体育館（秋田市旭北栄町１－５） |
| ボッチャ | 秋田県社会福祉会館　展示ホール（秋田市旭北栄町１－５） |
| ９月１１日（土） | 水泳 | 秋田県立総合プール　サブプール（秋田市新屋町砂奴寄４－６） |
| アーチェリー | 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター　グラウンド（秋田市新屋下川原町２－４） |
| ボウリング | ロックンボウル（秋田市広面字長沼３０１） |
| バレーボール（精神障害） | 秋田県立中央公園　アリーナ（秋田市雄和椿川駒坂台４－１） |
| ９月２５日（土） | 陸上競技 | 秋田県立中央公園　陸上競技場（秋田市雄和椿川駒坂台４－１） |
| フライングディスク | 秋田県立中央公園　球技場（秋田市雄和椿川駒坂台４－１） |

８　大会出場資格

　　令和４年度第２２回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）に秋田県代表として出場を希望する者、かつ、秋田県に現住所を有し、次の（１）～（３）のいずれかを満たす者とする。

1. 身体障害者
* 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
* 令和３年４月１日現在満１２歳以上の者。
1. 知的障害者
* 厚生事務次官通知（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
* 令和３年４月１日現在満１２歳以上の者。
1. 精神障害者
* 精神保健及び精神保健福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
* 令和３年４月１日現在満１２歳以上の者。

９　競技規則

　　令和３年度全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本障がい者スポーツ協会制定）及び必要事項は別に定める。

１０　競技・種目及び障害・年齢区分

　　別紙「第１９回秋田県障害者スポーツ大会競技・種目及び障害区分表」のとおりとする。なお、年齢区分は次のとおりとする。ただし、年齢区分のない競技はこの限りではない。

|  |  |
| --- | --- |
| 身体障害者精神障害者 | 〈１部〉　令和３年４月１日の満年齢が３９歳以下の者〈２部〉　令和３年４月１日の満年齢が４０歳以上の者 |
| 知的障害者 | 〈少年〉　令和３年４月１日の満年齢が１９歳以下の者〈青年〉　令和３年４月１日の満年齢が２０歳以上３５歳以下の者〈壮年〉　令和３年４月１日の満年齢が３６歳以上の者 |

１１　出場制限

　　１人１競技とする。ただし、陸上競技と水泳でリレー種目に出場する選手は、最大で２種目まで出場することができる。

１２　参加申込

　　別紙申込方法による。なお、締切日については、各市町村障害福祉担当課（在宅の身体・知的障害者対象）と秋田市保健所・各地域振興局福祉環境部（在宅の精神障害者対象）への申込締切日を５月７日（金）とする。大会事務局への締切日を５月１４日（金）とする。

１３　参加費

　　すべての競技において無料とする。

１４　競技方法

　　各競技の要領によるものとする。

１５　表彰

　　各競技種目の各組単位で障害区分・年齢区分毎に１位から３位までの競技者にメダルを授与する。陸上競技と水泳のリレー種目とバレーボール（精神障害）においては、１位から３位のチームへ賞状とメダルを授与する。

　　なお、表彰式は行わず、メダル及び賞状は所属先（在宅者は自宅）へ送付する。

１６　全国大会及びブロック予選会の選手選考

　　本大会は、次の大会への選手派遣選考大会とする。

・第２２回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）

・第２２回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技（精神障害の部）北海道・東北ブロック予選会

（優勝したチームが本大会への出場を辞退した場合、順次、順位の上位チームに出場権を与える）

１７　健康・安全管理

1. 大会中の健康・安全管理については、県関係機関等の協力により応急処置のみを行う。

なお、主催者において、選手を対象に傷害保険に一括加入する。補償内容は次のとおりであるが、これ以上補償を望む場合には、各自で別途保険に加入すること。

〈補償内容〉　死亡・後遺障害　１８７万円

入院　２，８００円

通院　１，９５０円

1. 競技中に故障した補装具の修理は、補装具業者の協力を得て行う。

１８　その他

　　この要綱に定めるものの他、大会の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

１９　事務局

　　〒０１０－０９２２

　　秋田市旭北栄町１－５　秋田県社会福祉会館５階

　　一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会

　　ＴＥＬ　０１８－８６４－２７５０　　ＦＡＸ　０１８－８７４－９４６７